建築基準法第42条第1項第5号　位置指定道路　フローチャート

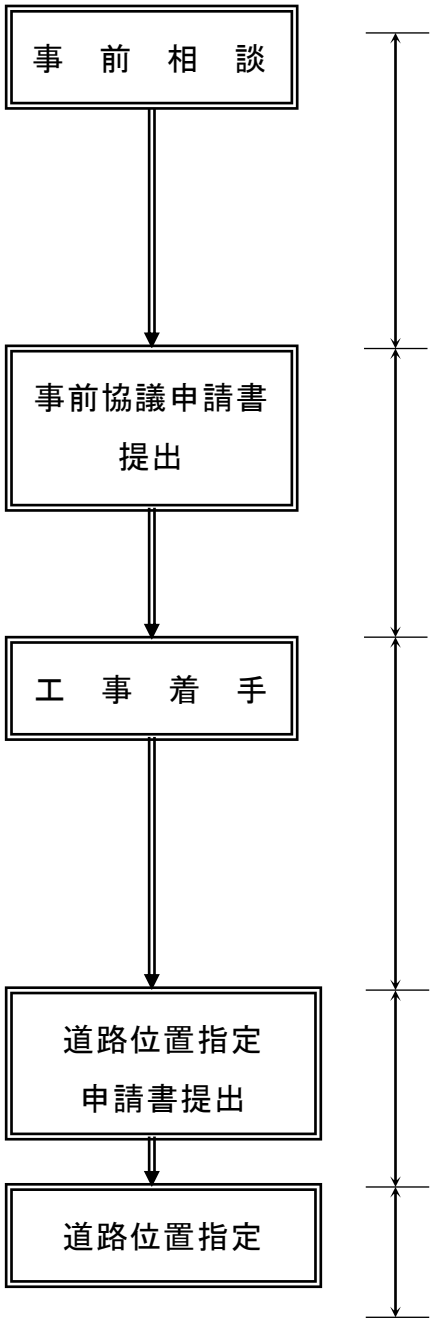

1. 相談は、建築指導課で行います。
（案内図、配置図等分かる書類を持参してください。）

2. 相談受付後、現地調査を行い道路位置指定が可能かどうかを調査（道路を寄付の場合は道路担当と協議）し、課内協議後回答します。

3. 事前協議申請書の審査をします。

4. 訂正がある場合には、訂正事項の修正を行ってください。

5. 申請者（代理者）に事前協議書の回答を通知します。

6. 事前協議書の内容で、工事を施工してください。

7. 工事期間中に、市職員による現場立ち合いを行います。
（道路を寄付の場合は道路担当、上下水道担当が同行）

8. 工事完了後、分筆、地目変更、登記等をしてください。

9. 道路位置指定申請書の審査をします。

10. 出来形の検査を現地にて行います。

11. 道路位置指定通知書の通知をします。

12. 告示